

(案)

鏡川清流保全審議会運営規約（平成元年11月7日制定）の一部を次のように改正する。

平成29年11月 日

鏡川清流保全審議会

会長 兼 松 方 彦

鏡川清流保全審議会運営規約の一部を改正する運営規約

第3条に次の1項を加える。

- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

附 則

この運営規約は、平成29年11月 日から施行する。